

## 物品売買申告書

年 月 日

大阪市立此花区民ホール 指定管理者

(一財)大阪市コミュニティ協会 理事長 大垣 純一 様

(申請者) 所在地

団体名

代表者氏名

此花区民ホールにおける次の催事における物品売買について、以下の注意事項を了承し、申告します。

行事名称			
日 時	年	月	日 午前・午後・夜間
売買品名 予定価格 予定数量			
売買責任者	氏名 電話番号		

## (注意事項)

- 売買に関連して発生する全てのトラブルについては、申請者(主催者)が責任をもって解決してください。  
当施設の管理者・所有者等はその一切の責任を負わず、補償等も一切行いません。
- 法令に基づく届け出・許認可が必要な物品を売買の対象とする場合は、申請者の責任で適切に法令・規則に基づく対応を行ってください。また、法令等で取引が禁止されているものの取扱いは厳禁です。
- 売買は、使用許可書に記載されたホール、会議室等、許可された場所のみで実施してください。記載場所以外での関連する行為は認められません。
- 原則として施設利用料に割増料金を適用します。  
以下のいずれかに該当する場合はご利用いただけません。該当が認められた場合、利用許可を取り消すことがあります。
  - ・犯罪行為または犯罪行為を助長するおそれがある場合
  - ・わいせつ物や危険物の持ち込み、および公序良俗を害するおそれがある場合
  - ・売買対象物品に明らかな瑕疵がある場合や、その他理由により売買契約に関して契約不適合責任(返還・損害賠償等)が生じた際に、適切に売買取引をする者(主催者等)の法的責任に対応できる体制が整っていないと認められる場合
  - ・売買に関わる行為(勧誘行為含む)が、消費者契約法・特定商取引法・古物営業法等、関係法令に違反するおそれがある場合